

令和3年度 山梨県立博物館学芸員実習募集要項

1. 目的

博物館活動の一環として学芸員資格習得を希望する学生に対して実習の機会を与え、博物館に関わる人材育成に資するとともに、博物館活動の普及を行うことを目的とします。

2. 受講資格

- ① 大学で、博物館実習を除く博物館法施行規則第一条に定められた博物館に関する科目の単位を修得済み、または実習実施年度で修得見込みの者
- ② 実習期間中、当館へ通勤可能な者
- ③ 歴史学、美術史学（近世以前の東洋日本美術）、考古学、民俗学、保存科学、古環境学、人類学及びその他関係分野を専攻し、将来博物館等に従事しようとする希望をもつ者や、博物館を積極的に活用しようとする意欲を有する者

以上の①から③までの条件をすべて満たす者を対象とします。

3. 定員 10名程度

4. 期間

令和3年8月8日（日）から8月16日（月）までの間の8日間を予定。
（※8月10日（火）は休館日の予定）

5. 実習内容

- ・ 山梨県立博物館の概要と役割などについての概説と施設見学
- ・ 学芸員の行う調査研究・展示・資料保存などの各業務についての分野別の講義・実習
- ・ 企画交流事業についての講義・実習

など

6. 申し込み方法

実習生本人が以下の必要書類等を準備のうえ、申し込み受付期間内に郵送または直接来館の上、提出してください。

- ・ 学芸員実習申込書（様式1、自筆で記入のこと）
- ・ 履歴書（市販のもの・自筆で記入のこと）
- ・ 成績証明書もしくは単位修得見込み証明書（学芸員資格取得に必要な単位で、実習実施年度に履修を予定しているために単位取得見込み証

明書が発行されない科目がある場合、その科目を「学芸員実習申込書」の「実習にあたっての単位取得状況」の項目に明記すること。）

- ・ レポート（次のテーマのうちいずれか、800字程度）
 - ① あなたが学芸員資格を取得する理由について
 - ② 当館常設展、または実習実施前年度に当館で開催した企画展（シンボル展を含む）の中から1つ選び、良かった点、悪かった点を交えての感想
- ・ 受け入れ可否通知用の返信用封筒（返信先明記のうえ、84円切手を添付すること。）

7. 申し込み受付期間

令和3年1月2日～同年2月28日（最終日必着）

8. 受け入れまでの流れ

- ・ 提出書類をもとに実習生を選考します。選考後、3月末日までに応募者全員および大学実習担当事務局に、実習受け入れの可否を通知します。なお、選考にあたっては、2の受講資格及びレポート内容とともに、大学院生、4年生を優先します。
- ・ 受け入れが内定した方は、実習実施年度の4月末日までに、大学の実習担当事務局を通じて当館館長宛の正式な依頼文を実習担当に送付してください。その際、未提出の単位修得見込み証明書および成績証明書がある場合は添付してください。それを以て正式な申し込みとします。
- ・ 正式な依頼文受領後、受け入れ決定通知を大学の実習担当事務局に通知します。

9. その他

- ・ 実習費は不要です。
- ・ 実習中の事故等が生じた場合、その責は本人および所属大学が負うものとします（学外活動向けの保険へのご加入は各自にてお願いします）。
- ・ 実習はすべての日程への参加を必須とします。
- ・ 実習期間中、実習生として不適切な行動（遅刻、早退、欠席ならびに服装の不備など）があった場合、実習を取り消すことがあります。
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う政府や自治体の指示・要請の状況のほか当館の開館状況により、実習の中止ないし日程を変更する場合があります。また、実習生本人が感染ないし濃厚接触した場合やその疑いがある場合は実習に参加できません。県外大学の方は、県をまたぐ移動を自粛する状況にある場合は、約10日間の自宅待機をお願いする場合があります。